

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・カナダ、特定の PFAS に関して 2025 年 1 月までに情報提供を義務付ける通知を公表

2) 内容

・カナダ環境・気候変動省 (ECCC) は、2024 年 7 月 27 日付けカナダ官報で、「1999 年カナダ環境保護法 (CEPA)」の第 71 条に基づいて、PFAS に関する通知を公布した。

・目的: 別表 1 に掲載されている 312 件の PFAS の、毒性有無、もしくは管理要否あるいは管理方法の評価のための情報収集。本通知の第 2 条から第 6 条の「情報を提供する義務のある者」が、報告義務のある PFAS について、第 7 条から第 14 条の要求情報を、2025 年 1 月 29 日までに所定の書式で ECCC に提出する義務がある。

・ECCC は、同日、本通知への対応のため、以下のガイダンスマニュアルを発行している。

・「情報を提供する義務のある者」とは、2023 暦年を通じて、以下に示す何れかを満たす者:

- 「別表 1」に掲載されている物質を総量で 1000g を超えて製造した;
- 「別表 1」の Part 1 に掲載されている物質を総量で 10g を超えて輸入した
- 「別表 1」の Part 2 または Part 3 に掲載されている物質を総量で 100kg を超えて輸入した
- 「製造されたアイテム」で、「別表 1」に掲載されている何れかの物質を 1 ppm 以上の濃度で、総量で 100 キログラムを超えて輸入した;
- 「別表 1」に掲載されている物質を総量で 10 グラムを超えて使用した

・上記の「混合物」、「製品」、「製造されたアイテム」の用語の定義は、第 1 条に規定されている。

・「別表 1」については、合計で 312 件の PFAS が、Part 1、Part 2、Part 3 に分かれて掲載されている。Part 2 には、PTFE、PVDF を含む合計 26 件のフルオロポリマーが掲載されている。 -

3) SEAJ コメント

- ・カナダの PFAS に関する通知に対する対応は各社の判断で行って下さい。

4) 添付情報・資料

- ・なし

5) 関連情報

- ・CANADIAN ENVIRONMENTAL PROTECTION ACT, 1999

Notice with respect to certain per- and polyfluoroalkyl substances (PFAS) の URL:

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/pl/2024/2024-07-27/html/sup-eng.html>

・Guidance manual for responding to the: Notice with respect to certain per- and polyfluoroalkyl substances (PFAS)

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/pfas-s71-guidance-manual.html>

6) その他

- ・なし